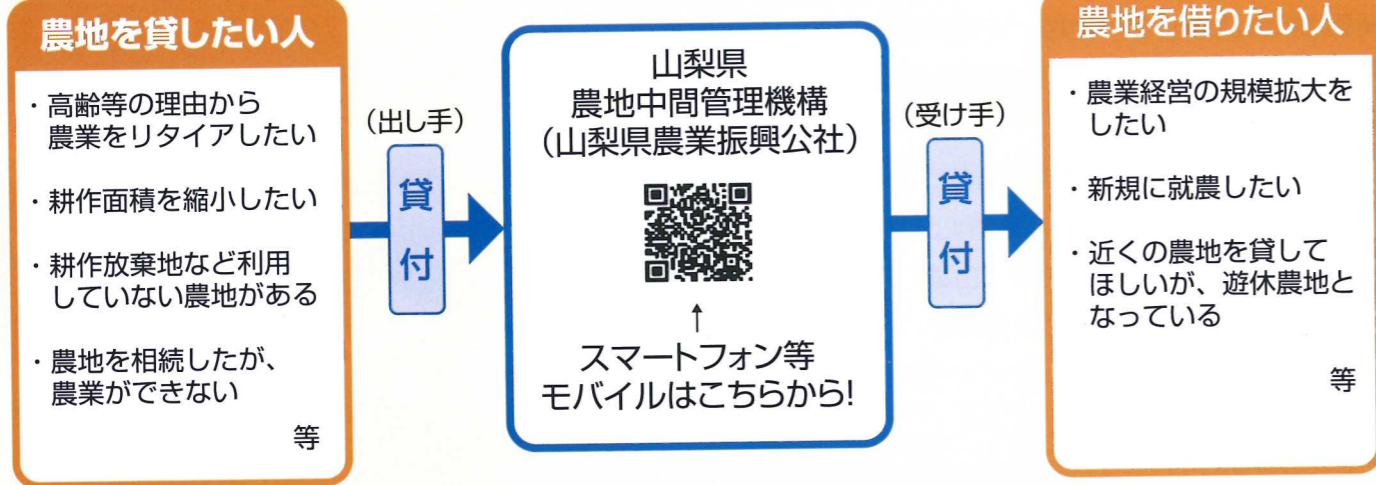


# 農地中間管理事業 をご活用ください!

農地中間管理事業とは、中間管理機構（県農業振興公社）が農業のリタイアを考えている方々等から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や新規就農希望者等へ橋渡しする事業です。

「農地を貸したい」「農地を借りたい」「制度を詳しく知りたい」という方はお気軽にご相談ください!

## 「農地中間管理事業」の仕組み



※設定した契約期間が満了すると、農地は地主に確実に返還されます。(継続することも可)  
※条件によっては、お借りできない農地もありますので、ご了承ください。

### 貸し手の方へのメリット

- ★確実に貸料が支払われます!
- ★転貸先と個別に交渉する必要がなくなります!
- ★国の協力金が支払われる場合があります!

### 借り手の方へのメリット

- ★必要な場合は、使い勝手の良い農地へ整備し、貸し付けます!
- ★貸借地が複数の場合でも貸料支払先が一つで済みます!
- ★登記簿謄本は中間管理機構等で取得します!

## 相談窓口

各市町村（農政担当又は農業委員会）

- ・(公財)山梨県農業振興公社 **055-232-2760**
- ・山梨県農政部担い手・農地対策室 **055-223-1596**
- ・中北農務事務所(地域農政課) **0551-23-3078**
- ・峡東農務事務所(地域農政課) **0553-20-2708**
- ・峡南農務事務所(地域農政課) **055-240-4113**
- ・富士・東部農務事務所(地域農政課) **0554-45-7825**
- ・南アルプス市農業振興公社 **055-282-7403**
- ・北杜市農業振興公社 **0551-25-2885**
- ・中央市農業振興公社 **055-269-2411**
- ・J A フルーツ山梨 **0553-32-6525**
- ・J A ふえふき **055-265-1607**
- ・J A ふじかわ **0556-22-6311**
- ・J A こま野 **055-283-7134**



# 山梨県普及センターだより

Yamanashi Agricultural Extension Service Information

■ 編集/発行 山梨県総合農業技術センター ■ 住所 甲斐市下今井1100 〒400-0105  
 ■ Tel.0551-28-2496 ■ Fax.0551-28-4909  
 ■ URL:http://www.pref.yamanashi.jp/sounou-gjt/  
 ■ E-mail:sounou-gjt@pref.yamanashi.lg.jp

**No.35**  
平成28年12月20日発行



## 農業革新 支援スタッフ

# 大豆の生産安定に向けて 効果的な除草体系の検討

北巨摩地域の大豆栽培においては近年「マルバルコウ」「アレチウリ」「エノキグサ」等の雑草の発生が問題となっており、生育期の雑草対策が課題となっていました。

こうした中、当センターと中北農務事務所では大豆の生育期に使用可能な非選択性除草剤について、除草効果の検討を行いました。

播種後約40日を経過した7月下旬、北杜市内において散布を行いました。散布は通常の薬剤散布に利用している散布機の前面に吊り下げノズルを装着して行いました。

一部、作物への付着により下葉が黄変した程度で、その後の作物の生育には影響はなく、優れた除草効果を確認することができました。

後日実施した動力散布機を活用した散布においても優れた除草効果を示し、この除草剤を導入する機運が高まっています。

散布時の  
雑草発生  
状況



薬剤散布の  
様子



散布  
7日後の  
状況



## 県内における飼料用米の利用推進

家畜の飼料向けにお米の利用が推進されていますが、県内でも、採卵鶏農家において飼料用米の利用が進んでいます。

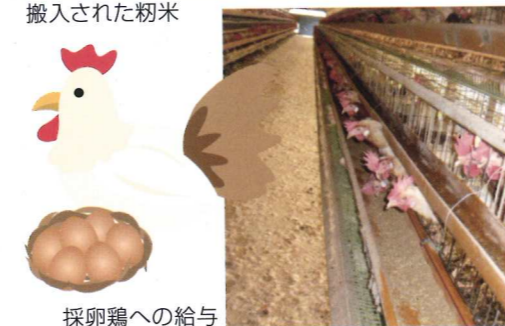
県の畜産試験場では鶏への給与試験を行い、生育や卵生産に影響はなく配合飼料中のトウモロコシをお米に置き換えても問題がないことを確認し、県内養鶏農家へ飼料用米の推進を図っています。

今年度は2戸の稲作農家から約3.7tの籾米を受入れ、飼料用米の給与を開始しています。トウモロコシを米に置き換え場合、配合する他の材料の量を調整し、安定して美味しい卵が生産出来るよう工夫しています。

県内畜産農家における飼料用米の需要は徐々に増えてきていることから、稲作農家や農協等関係機関と連携して、地元産粗飼料の利用拡大を進めていきます。



搬入された籾米



採卵鶏への給与